

複写サービス仕様書(その1)

機器区分		白黒 中速機	
機種区分		A-1	A-2
予定複写枚数		4, 000, 000枚(5年間)	600, 000枚(5年間)
項 目		(コピー+プリンタ+スキャナ)	(コピー+ファクシミリ+プリンタ+スキャナ)
機 種 性 能	複写方式	デジタル方式	
	最大原稿サイズ	A3	
	複写サイズ	A3～官製はがき	
	連続複写速度	A4ヨコ 45枚/分以上	
	複写倍率	3段階以上の縮小及び3段階以上の拡大固定倍率、25～400%のズーム機能の両方装備	
	回転コピー・集約印刷	回転コピー・回転縮小コピー機能を備えていること。集約印刷(複数のページを1枚に集約して印刷できる機能)が可能なこと。	
	ページ番号印字機能	コピー時にページ番号が印字であること可能	
	給紙段数	トレイ4段(給紙容量はすべて1段あたり500枚以上)+手差し	
	自動両面機能	装備	
	プリンタ機能 ※1	装備	
	スキャナ機能 ※2	装備	
	ファクシミリ機能 ※3		装備
	自動原稿送り装置	自動両面原稿送り機能付きであること	
	後処理	ソート	
	出力トレイ		2つ以上備えていること
	電源・最大消費電力	100V、15A、1.5kW以下	
	低電力設計	一定時間操作しない状態が続いたとき自動的に低電力モードになること	
	インターフェイス	イーサネット(100BASE-TX/10BASE-T)対応	
	通信プロトコル	TCP/IP	
	ネットワーク機能	LAN接続可能であること。 サーバーを必要とせずにネットワーク接続が可能であること(パソコンからネットワーク経由で直接プリントできること。コピー機からネットワーク経由でスキャンデータを直接パソコンに送ることができること)。 スキャンデータを個別のパソコンに保存するのではなく、共有ハードディスク(NAS)やファイルサーバー、複合機本体に保存できること。	
	対応OS	Windows8、Windows8.1、Windows10	
環 境 仕 様	国際エネルギー省プログラム基準	適合	
	エコマーク	適合	
	グリーン購入法	適合	
	古紙ハルパ配合率100%の再生紙・裏面利用紙の使用	対応	
その他	地震対策	地震発生時における電子複写機の移動、転倒防止対策を講ずること(県有財産に損傷を与えないことを条件とする)	

※1 プリンタ機能について
PCから直接指示できること。
PC上の操作で両面印刷ができること(E区分除く)。
集約印刷(複数のページを1枚に集約して印刷できる機能)が可能なこと(E区分除く)。

※2 スキャナ機能について
カラーの読込みに対応していること。
解像度: 600dpi／256階調以上
出力フォーマット: TIFF, マルチTIFF(E区分除く), PDF
メールプロトコル: SMTP(E区分除く)
ファイル送信: SMB, FTP(E区分除く)
ネットワークTWINに対応していること。

※3 ファクシミリ機能について
スーパーG3準拠。
デュアルアクセスが可能なこと。
順次同報機能を有すること。
ジャストサイズ受信(回転受信)が可能なこと。
両面送信・両面受信が可能なこと。

複写サービス仕様書(その2)

○設定について

1 複写機の搬入について

- ① 県が指定する場所に搬入を行うこと。
- ② 搬入設置に要する費用は、設置者の負担とすること。
- ③ 搬入期間は、県が指定する期間内とすること。

2 複写機の各種設定について

- ① 県が指定する期間内に設置を行い、動作確認を終了すること。
- ② 複写機のネットワーク接続を行うこと。
- ③ ネットワーク設定については、別途指示により行うものとすること。
- ④ ファクシミリ機能を有する機種にあっては、県の指定する短縮ダイヤルを設定すること。
- ⑤ 設置箇所毎の複写機の管理用ID・パスワード及びマックアドレスについては、県が要求したときには速やかに提出すること。
- ⑥ 機器を交換した場合も同様とすること。

3 パソコン側のドライバ、ユーティリティソフト及びインストール・設定マニュアルについて

- ① ドライバ、ユーティリティソフト、インストール・設定マニュアル及びスキヤナの設定を職員自ら設定できるよう簡易なマニュアルを提出すること(複合機1台に対し1セット以上用意し、1つのファイルにまとめて提出のこと)。
- ② ドライバ及びユーティリティのインストール・設定については、原則として設置場所の職員が行うこととするが、要望に応じ指導・助言を随時実施すること。
- ③ スキヤナについては、スキャンデータを個別のパソコンに保存するのではなく、共有ハードディスク(NAS)やファイルサーバ、複合機本体に保存できること。
- ④ Windows8、Windows8.1、Windows10 のいずれにも対応すること。

○保守等について

1 機器の整備・保守について

- ① 障害が発生した場合は、通報等による認知後、原則2時間以内に修理に着手すること。また、修理では対応できない障害については、県と協議の上、必要と判断される時は、機器の交換等適切な対応を図ること。
- ② 保守作業を行った場合は、任意の保守点検様式により結果を報告すること。なお、報告項目は、作業着手時間・作業終了時間及び作業内容の3項目を必須とすること。
- ③ 操作方法について質問に応じること。
- ④ コピー機のカウンタや消耗品の使用状況等を自動で外部に通信する場合は、Common Criteria等、第三者によりセキュリティの確保が証明されていることを確認できる書類を提出し、県に協議すること。また、第三者による証明がなされていない場合には、協議によりこれと同等と認められた製品であること。

2 使用状況の報告

設置場所、複写機ごとの利用枚数及び料金等について、毎月報告すること。

3 撤去時のデータ消去

設置者は、設置者の負担により、撤去時に複写機内のHDDの残存データの消去を確実に実施すること。また、その結果を報告すること。

4 トナーカートリッジの回収

- ① トナーカートリッジは、その使用状況及び予備のカートリッジの状況により、随時納入すること。
- ② 使用済みのカートリッジは全数回収すること。

5 その他

機器の保守等について、県の要求により適宜対策を講ずること。